

一般社団法人工学院大学校友会 代議員選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という）定款第33条2項に定める代議員の選出を公正かつ公平に行うことを目的とする。

(定数)

第2条 代議員の定数は、70名以上120名以内とする。

(被選挙権及び選挙権)

第3条 正会員は、代議員の被選挙権、選挙権を有する。

(選出の選挙区)

第4条 代議員選出の選挙区は、各同窓会とする。

(代議員の選出方法)

第5条 代議員の選出は、同窓会毎に正会員による投票により行う。

(所属同窓会の選択)

第6条 2つ以上の同窓会に所属する正会員は会員一人一票の原則に従い代議員選出時の所属を選択することができる。

2 選択の期間は総会での新定款承認後第一回の代議員選挙告示一ヶ月前までとし、選択結果を選挙管理委員会に届出するものとする。

3 選択結果の届出が無い会員は最終学歴の同窓会とする

(各同窓会の会員数)

第7条 各同窓会の会員数は、改選時住所が判明している正会員とする。

(各同窓会の選出数)

第8条 各同窓会の定員は、概ね正会員1000名の中から1名の割合とし、端数は四捨五入とする。

2 当選者の決定は、各同窓会別に得票順によって決定する。

3 各同窓会とも2名の補欠者を予め選出する。

(代議員の定年)

第9条 代議員は、就任時、満年齢で75歳未満とする。

(選挙管理委員会)

第10条 選挙は、選挙管理委員会がこれに当たる。

2 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。

3 選挙管理委員会の運営は、別に定める選挙管理委員会規則による。

(選挙日程等の通知)

第11条 選挙管理委員会は、正会員に対し代議員の任期が満了となる60日前までに選挙日程を校友会ホームページにより告知する。

2 代議員の任期満了になる年度に発行する「校友会報」に前項の内容を掲載する。

(立候補の届け出・推薦人名簿の提出)

第12条 立候補する者は、所定の用紙により指定の期間内に立候補届を選挙管理委員会に提出する。

- 2 立候補は、自薦及び他薦を認める。ただし、他薦については、同一同窓会 3 人以上の推薦人を明記の上、届出用紙を提出するものとする。
- 3 推薦者は複数候補を推薦することはできない。また、候補者を兼ねることはできない。
- 4 立候補の届出は、自薦及び他薦共電磁的方法も認める。

(立候補者の公示・投票方法)

第 13 条 立候補の受付締め切り後、選挙管理委員会は速やかに、会員番号、卒業年、氏名、所信又は推薦理由等を選挙区ごとに一覧表にまとめ立候補者名簿を作成し、電磁的方法、その他の方法で公示する。

- 2 投票は、前項の立候補者名簿を基に選挙区毎に校友会ホームページから各自投票用紙を入手し、一名单記の投票により行う。投票を行うものは、会員番号、卒業年、所属同窓会、氏名を明記するものとし、会員本人であることが確認できない場合は、無効とする。
- 3 当選者が定員に満たなかった場合は欠員とする。
- 4 最下位当選者と次点者の得票数が同数の場合は、選挙管理委員会立会いのもと、抽選により決定する。
- 5 次点の者以降 2 名を補欠とし、最下位以下の得票数が同数の場合は、選挙管理委員会立会いのもと、抽選により決定する。
- 6 投票は、指定した日時までに選挙管理委員会に届いたもの、又は持参のもの（代理者が持参のものを含む）を有効とする。
- 7 電磁的方法による投票も有効とする。

(当選者の発表)

第 14 条 選挙管理委員会は、投票終了後、開票結果について校友会ホームページ上に公表する。同時に当選者に対して結果通知をする。

- 2 通知の方法は電磁的方法による。

(通知の方法)

第 15 条 校友会の通知はホームページより行う。

(校友会 URL 等)

第 16 条 校友会の URL は、<http://www.kogaguin.or.jp> とする。

- 2 校友会のメールアドレスは、jimukyoku@kogakuin.or.jp とする。
- 3 Fax 番号は、03-3342-2035 とする。

(同窓会の責務)

第 17 条 各同窓会は代議員定数プラス 2 名以上の候補者を擁立する義務を負うものとする。

(代議員選出に伴う交通費等)

第 18 条 代議員選出に伴う交通費等の諸費用は各自の負担とし、校友会は負担しない。

(規程の改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規則は、法人法に基づき一般社団法人設立の登記日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。